



# SMTB年金ニュース

(平成26年6月19日)



三井住友信託銀行 年金信託部

## 【確定給付企業年金】

### 企業型確定拠出年金（DC）の拠出限度額引上げに伴う 確定給付企業年金（DB）の規約変更について

本日（平成26年6月19日）付で、別途ご案内している[SMTB年金ニュース](#)の通り、企業型確定拠出年金の拠出限度額が平成26年10月1日より引上げられます。

これに伴い、一部のDB制度においては、規約変更が必要となることが想定されますので、以下の通りご案内いたします。

#### ○対象となるDB制度

- ・DB、DC両方の制度を実施
- ・退職金制度内で、DC制度の拠出上限額を上回る部分をDBの給付額とする給付設計
- ・今般の拠出限度額の引上げに伴い、DC制度の拠出上限額の引上げを実施

#### ○必要となる対応

DB規約等において、以下の対応が必要となります。

退職金規程に「25,500円」を上回る額をDB（キャッシュバランス制度における拠出付与額等）で調整する旨の記載があり、DB規約において、同規程を引用している場合

⇒退職金規程の記載を「25,500円」から「27,500円」へ変更することに伴い、DB規約の変更（退職金規程の効力日の変更等）が必要となります。なお、退職金制度を現行の給付設計（水準）のまま維持する場合、DCの拠出額が増加し、DBの給付額が減少するため、原則、給付減額となります。

※DB規約に直接「25,500円」と記載している場合において、当該額を変更する規約変更を行う場合も、原則、給付減額となります。

※規約変更や退職金規程変更の要否については、制度内容によって取扱いが異なりますので、実際の要否については各厚生局へご確認願います。

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいませようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいませようお願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 [電話番号] 03-6256-3824